資料5

弘前市埋立処分場に係る処分手数料の改定

1 改定の趣旨

市が設置する弘前市埋立処分場に搬入される廃棄物はほとんどが弘前地区環境整備事務組合（以下弘環組合）から搬出される焼却灰となっている。

この焼却灰を含む一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料は、「弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 18 年弘前市条例第 96 号）」により定めており、平成 29 年に算定した単価であるため、近年の物価高騰や施設老朽化による維持管理費の増加が考慮されていない状況となっている。

また、令和 9 年度から成市町村全ての焼却灰が弘前市埋立処分場に搬入されるなど当時の前提条件と乖離が生じていることから見直しを行うものである。

2 位置図･写真

【弘前市埋立処分場：弘前市大字十腰内字猿沢 2397】



出典：国土地理院「地理院地図」を加工して作成

【焼却灰搬入状況】



3 条例改正の内容

弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

・（一般廃棄物の処分手数料）第 17 条第 2 項

	種別	処分手数料の額
新	一般廃棄物	重量10キログラムまでごとに**150円**（税抜）
旧		重量10キログラムまでごとに130円（税抜）

・（産業廃棄物の処分費用）第 19 条第 2 項

	種別	処分手数料の額
新	産業廃棄物	重量10キログラムまでごとに**150円**（税抜）
旧		重量10キログラムまでごとに130円（税抜）

4 適用年月日

令和９年４月１日からの施行を予定

※現在はパブリックコメントにより意見募集中（令和８年１０月１日～令和８年１１月２日）

以　上